

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「入院費負担金決定通知書」を「措置入院費負担金決定通知書」に改める。

第十二条第二項中「入院費負担金減免申請書」を「措置入院費負担金減免申請書」に改める。

第二十条の見出しを「（無断退去者探索依頼書等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十九条第一項の規定による探索の依頼に係る通知は、様式第二十五号の二の無断退去者探索依頼書により行うものとする。

「	1	殺人	A	B	「
	2	放火	A	B	
	3	強盗	A	B	
	4	強姦	A	B	
	5	強姦等	A	B	
	6	強姦等	A	B	
	7	強姦等	A	B	
	8	強姦等	A	B	
	9	強姦等	A	B	
	10	強姦等	A	B	
	11	強姦等	A	B	
	12	強姦等	A	B	
	13	強姦等	A	B	
	14	強姦等	A	B	
	15	強姦等	A	B	」

様式第五号（表）中

を

に改め、同様

式（裏）記載上の留意事項4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第六号（表）中「強姦」を「強姦性交等」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第十三号中「入院費負担金決定通知書」を「措置入院費負担金決定通知書」

に、 「入院費用」や「措置入院に係る費用」に定める。

様式第十四号中「入院費負担金減免申請書」や「措置入院費負担金減免申請書」

に、「あて先」や「宛先」に、「入院費負担金」や「措置入院費負担金」に定める。

様式第二十一号（表）中「強姦」や「強制性交等」に定める。同様式（裏）記載上の留意事項4中「原病歴」や「現病歴」に定める。

様式第二十五号の次に次の一様式を加える。

様式第25号の2 (第20条関係)

無断退去者探索依頼書					
(宛先)					年 月 日
	警察署長				
					病院名
					所在地
					管理者名 ㊟
<p>下記の者が無断退去し、その行方が不明となつたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第39条第1項の規定により探索を依頼します。</p>					
記					
1 退去した精神障害者					
氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所					
入院年月日	年 月 日				
2 退去状況					
退去年月日及び時刻	年 月 日 時 分				
退去当時の症状の概要					
退去者を発見するため参考となるべき人相、服装その他の事項					
3 家族等又はこれに準ずる者					
氏 名					
住 所					
4 障害福祉サービスに係る事業を行う者 (入院前に障害福祉サービスを利用していた場合)					
名 称		連 絡 先			
所 在 地					

様式第二十六号中

退去日時

を

退去年月日
及び時刻

を、

発見するた
めに参考と
なるべき人
相・服装そ
の他の事項

退去者を発
見するた
めに参考と
なるべき人
相、
服装その他
の事項

を、
改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第五号、様式第六号及び様式第二十一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。